

「住生活向上のための政策推進議員連盟」 設立について

会長 高木 俊幸

平成26年5月27日に設立された議員連盟について、概要をお知らせいたします。

当日は10時前に自民党本部ロビーで（一社）日本設備設計事務所協会の三役、理事、事務局が待ち合わせをして集合、会場の1階101会議室に入りました。

会場はすでに議連事務局の方々が準備を整えてくださっており、我々は開始を待つのみでした。

10時から山本有二衆議院議員の主導のもと議事次第に従い、規約承認・会長選出、会長挨拶と役員選出と進みました。規約・役員名簿ご参照ください。

続いて国土交通省住宅局より、井上局長自ら建築設備士の現状が、先生方に説明されました。内容は「建築設備士の現状について」（国土交通省 住宅局）を参照してください。

引き続き本部の西田会長より（一社）日本設備設計事務所協会の概要が紹介され、設立の御礼と挨拶があり質疑応答へと続きました。

数名の先生方より質疑があり、11時過ぎ無事設立総会がお開きとなりました。



「住生活向上のための政策推進議員連盟」設立総会

議事次第

平成26年5月27日(火)

自民党本部1階101

10:00~11:00

1. 開会
2. 規約承認及び会長選出
3. 会長挨拶及び役員選出
4. 建築設備士の現状について（国土交通省住宅局）
5. 関係団体の紹介と挨拶（日本設備設計事務所協会 会長 西田能行）
6. 質疑応答
7. 閉会

住生活向上のための政策推進議員連盟役員名簿

平成26年5月27日現在

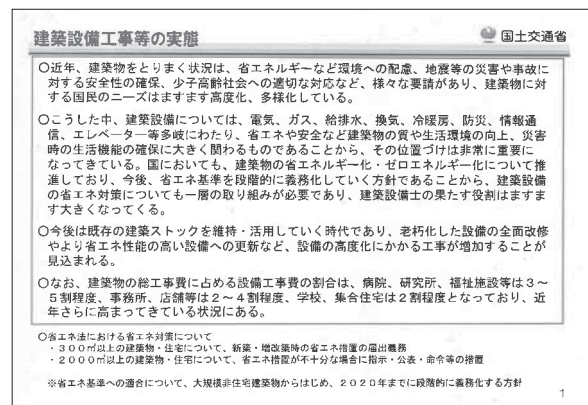
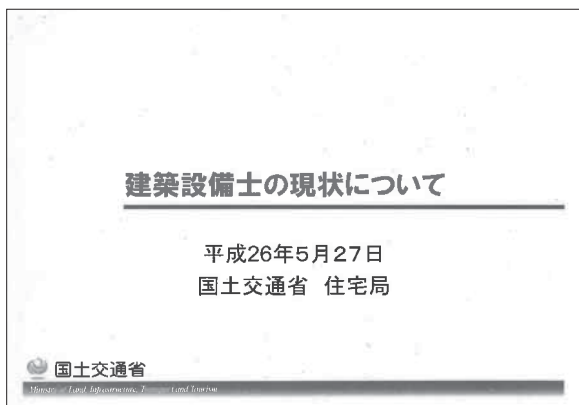
顧問	石破 茂	幹事	金子 恭之	櫻田 義孝
会長	山本 有二		福井 照	古川 禎久
会長代理	衛藤 晟一		中山 泰秀	西村 明宏
副会長	望月 義夫		赤津 亮正	平口 洋
	山口 泰明	事務局長	盛山 正仁	
幹事長	平井たくや	事務局次長	田所 嘉徳	
幹事長代理	梶山 弘志			

(敬称略)

住生活向上のための政策推進議員連盟規約

- (名称) 第1条 本連盟は「住生活向上のための政策推進議員連盟」と称する。
- (目的) 第2条 本連盟は、都市・建築分野の諸課題に取り組み、住生活向上のための政策を推進することを目的とする。
- (会員) 第3条 本連盟は、前条の目的に賛同する国会議員をもって組織する。
- (事業) 第4条 本連盟は、第2条の目的を達成するため、必要な事業を行う。
- (経費) 第5条 本連盟の経費は、会費及び寄付金を持ってこれに充てる。会費は月額300円とし、歳費から徴収する。
- (役員) 第6条 本連盟には、会長、会長代理、幹事長、事務局長、その他必要な役職をおく。
- (細則) 第7条 本連盟の運営に必要な細則は、役員協議の上、これを決定する。
- 附則 本規約は平成26年5月27日から施行する。

建築設備士の現状について



建築設備設計に関する資格の概要

国土交通省

■ 建築設備士

- 制度創設：昭和58年建築士法改正により創設（昭和59年施行）
「建築設備士」の名称については現行は省令で規定
- 業務内容：建築設備に関する知識及び技能を有し、建築士に対して、建築設備の設計及び工事監理に関するアドバイスをを行う
- 資格要件：国土交通大臣の登録を受けた試験に合格した者等
- 資格者数：平成26年3月31日現在、39,215名
(うち登録数は35,182名/登録率89.7%)

■ 設備設計一級建築士

- 制度創設：平成18年建築士法改正により創設（平成20年施行）
- 業務内容：3階以上、かつ、5000㎡超の建築物の設備設計について自ら設計又は法適合確認を行う
- 資格要件：一級建築士として5年以上設備設計業務に従事した後、登録講習機関の講習を修了した一級建築士
- 資格者数：平成26年3月31日現在、4,564名

2

建築設備士と設備設計一級建築士の関係

国土交通省

3

建築設備士の業務の実態について

国土交通省

■ 建築設備士の勤務先業態

- 建築設備士の勤務先は、
 - ・約3,5割が設計業（設備設計業19.7%、総合設計業14.1%）
 - ・約4,5割が設備工事業（空調衛生設備工事業19.2%、総合設備工事業18.8%、電気設備工事業4.4%）
 - ・約1割が総合建設業 となっている（平成18年調査）
- 建築設備士の業務分野としては、
 - ・約4割が「空調+衛生」
 - ・約2割が「空調+衛生+電気」
 - ・約1割が「電気のみ」 となっている（平成18年調査）

■ 設備設計事務所の受注実態

- 設備設計事務所の受注形式については、約7割の事務所が建築士事務所からの再委託（66.9%）、約2割の事務所が建築主からの直接委託（22.1%）となっている（平成18年調査）

4

建築設備士の業務の実態について

国土交通省

5

改正建築士法案における建築設備士の位置づけの明確化

国土交通省

○ 法律上に「建築設備士」の名称を規定

(現行) 法律上は名称の規定なし。省令において規定。
 (改正案) 法律上に「建築設備士」を定義し、名称を規定。
 建築士法施行規則第17条の18
 第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「建築設備士」という。）
 第2条第5項（新設）
 この法律で「建築設備士」とは、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者をいう。

○ 建築士が延べ面積2,000㎡を超える建築物の建築設備について建築設備士の意見を聴くことを努力義務化

(現行) 建築設備士の意見を聴いた場合の設計図書等への記載についての規定のみで、意見を聴くことについての規定は特になし。
 (改正案) 2000㎡を超える建築物の建築設備について建築設備士の意見を聴くことを努力義務化。
 第18条第4項（新設）
 建築士は、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合には、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に関しては、この限りでない。
 第20条第6項については変更なし

6